

## 島根海区漁業調整委員会指示第2号

(いか釣漁業の集魚灯の制限)

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、島根海区海面におけるいか釣漁業の集魚灯について、次のとおり指示する。

平成10年12月15日

島根海区漁業調整委員会会長 栗栖 理知

### 1 集魚灯の制限

次の表の上欄（注：左欄）に掲げる区域においては、それぞれ同表下欄（注：右欄）に掲げる集魚灯の個数を超えて使用してはならない。

区 域	集魚灯の個数
大田市五十猛町大岬灯台から真方位315度の線以東で、最大高潮時海岸線から3海里以内の海域	9個
大田市五十猛町大岬灯台から真方位315度の線と島根・山口両県界から真方位0度の線間で、最大高潮時海岸線から3海里以内の海域	6個

### 2 集魚灯の消費電力の制限

1における集魚灯1個あたりの消費電力は3キロワット以下とする。

附 則

- 1 この指示は公布の日から施行する。
- 2 平成9年島根海区漁業調整委員会指示第3号は廃止する。